

東京都公報

発行
東京都

目次

16

雑報

- 東京都職員共済組合処務規程の一部を改正する規程……………（東京都職員共済組合）…一
- 東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改正する規程……………（同）…一
- 東京都職員共済組合印刷物取扱規程の一部を改正する規程……………（同）…一
- 東京都職員共済組合職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程……………（同）…二
- 東京都職員共済組合労働安全衛生保護具措置規程の一部を改正する規程……………（同）…二
- 東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程……………（同）…二
- 東京都職員共済組合シティ・ホール診療所処務規程の一部を改正する規程……………（同）…三
- 東京都職員共済組合互選議員選挙執行規程の一部を改正する規程……………（同）…三
- 東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程……………（同）…四
- 東京都職員共済組合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する規程…（同）…六
- 東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改

改正する規程……………（同）…七

雑報

東京都職員共済組合処務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十八年三月二十四日

東京都職員共済組合

理事長 秋山俊行

●東京都職員共済組合規程第一号

東京都職員共済組合処務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合処務規程（昭和三十七年東京都職員共済組合規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第三条管理部の部会計課の項第七号中「掛金」を「掛金等」に改め、同条年金保険部の部年金課の項第二号中「前歴調査並びに」及び「及び給料記録簿」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十八年三月二十四日

東京都職員共済組合

理事長 秋山俊行

●東京都職員共済組合規程第二号

東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改

正する規程

東京都職員共済組合文書管理規程（平成十七年東京都職員共済組合規程第一号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式甲中

部
課を
係

「
課
」
に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合印刷物取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十八年三月二十四日

東京都職員共済組合

理事長 秋山俊行

●東京都職員共済組合規程第三号

東京都職員共済組合印刷物取扱規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合印刷物取扱規程（平成十六年東京都職員共済組合規程第十四号）の一部を次のように改正する。別記第一号様式中

請求元	課	担当者	を
請求元	課	担当者	に

改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十八年三月二十四日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

●東京都職員共済組合規程第四号

東京都職員共済組合職員懲戒分限審査委員会

規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合職員懲戒分限審査委員会規程(昭和五十三年東京都職員共済組合規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「人事係」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合労働安全衛生保護具措置規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十八年三月二十四日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

●東京都職員共済組合規程第五号

東京都職員共済組合労働安全衛生保護具措置

規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合労働安全衛生保護具措置規程(昭和

五十七年東京都職員共済組合規程第五号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「(課 務)」を「(課 課)」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十八年三月二十四日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

●東京都職員共済組合規程第六号

東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程

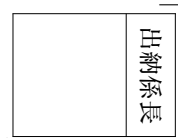
東京都職員共済組合財務規程(昭和四十年東京都職員共済組合規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三百三十六条を次のように改める。

(月間資金運用計画)

第三百三十六条 投資を主管する部の長は、毎月五日までに、月間資金運用計画を作成するものとする。

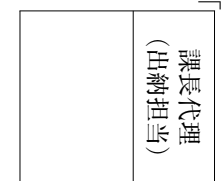
別紙第一号様式中



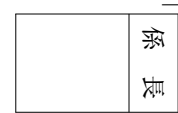
を

課長代理 (出納担当)

に改める。

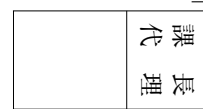


別紙第二号様式中

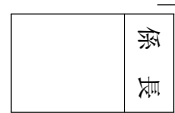


を

に「支払期限」を「支払日」に改める。

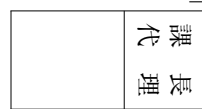


別紙第三号様式中



を

に改める。



別紙第四号様式中



を

課長代理 (出納担当)

に改める。

別紙第三十五号様式及び別紙第三十六号様式を次のように改める。

別紙第35号様式及び別紙第36号様式 削除

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合シティ・ホール診療所処務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十八年三月二十四日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

●東京都職員共済組合規程第七号

東京都職員共済組合シティ・ホール診療所処

務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合シティ・ホール診療所処務規程(平成十二年東京都職員共済組合規程第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第五条第六項中「係の事務又は」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合組合会互選議員選挙執行規程の一部

を改正する規程を公布する。

平成二十八年三月二十四日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

●東京都職員共済組合規程第八号

東京都職員共済組合組合会互選議員選挙執行

規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合組合会互選議員選挙執行規程(昭和五十一年東京都職員共済組合規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「立候補(推せん)届」を「立候補(推薦)届」に、「推せん者名簿」を「推薦者名簿」に改める。別紙第一号様式を次のように改める。

別紙様式第1号 (第2条関係)

立候補 (推薦) 届 (第 選挙区)

候補者氏名 <small>ふりがな</small>		
生年月日	年 月 日	
所属	局 部 課 区 所	
職名		
選挙	年 月 日 執行	東京都職員共済組合組合員五選議員選挙
添付書類	推薦者名簿	
上記のとおり、立候補 (推薦) の届出をします。 年 月 日		
選挙長 殿	所属 氏名	ⓐ
承 諾 書 上記選挙の候補者となることを承諾します。 年 月 日		
所属 氏名		
ⓑ		

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十八年三月二十四日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

●東京都職員共済組合規程第九号

東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合契約事務規程 (平成五年東京都職員共済組合規程第十号) の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「別紙第九号様式」の下に「又は理事長が別に定める項目を記載した契約者作成の納品書」を加える。

第八十八条第三項中「別紙第二十三号様式」の下に「納品書が別紙第九号様式によらない場合は、別紙第二十三号様式の二」を加える。

別紙第二十三号様式を次のように改める。

別紙第23号様式 (第88条関係)

納品受入通知書

年 月 日

出納主任 (出納員) 殿

検査員

(印)

下記のとおり納入され、検査を完了したので通知します。

件名	納入場所	契約文書番号
		第 号

品名	形状寸法	履行期	数量・単位	単価	金額	備考

年度	経理科目	所管課名	枚のうち

備考 本書は、第9号様式と複写式とする。

別紙第二十三号様式の次に次の一様式を加える。
別紙第23号様式の2 (第88条関係)

納品受入通知書

年 月 日

出納主任 (出納員) 殿

検査員

(印)

下記のとおり納入され、検査を完了したので通知します。

件名		契約文書番号
納入場所		第 号
契約年月日	年 月 日	納品年月日
所管課名		購入年度
経理区分		科 目

品名、数量等は別紙検査証 (写し) 又は納品書のとおり。

※ 大枠内については契約者作成の納品書に記載されている場合は省略することができる。

備考 本書は納品書について別紙第9号様式を使用しない場合に作成し、検査証の写し又は検査が完了した契約者作成の納品書の写しを添付する。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十八年三月二十四日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

●東京都職員共済組合規程第十号

東京都職員共済組合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する規程

規程

東京都職員共済組合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程（平成七年東京都職員共済組合規程第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び第三条第一項」及び「正規の勤務時間の割振りを午前八時三十分からのものと午前九時からのもとの午前九時三十分からのものとに区分して定める」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

正規の勤務時間の割振り	休憩時間
午前七時三十分から午後四時十五分まで	正午から午後一時まで
午前八時から午後四時四十五分まで	
午前八時三十分から午後五時十五分まで	
午前九時から午後五時四十五分まで	
午前九時三十分から午後六時十五分まで	
午前十時から午後六時四十五分まで	

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十八年三月二十四日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

●東京都職員共済組合規程第十一号

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合の職員に関する規程（平成七年東京都職員共済組合規程第八号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中

②本年の 付与日数	日
	日
	日

を

②本年の 付与日数	日	時間
	日	時間
	日	時間

に改める。

附則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合の職員に関する規程別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この紙は、資源のすべ
リサイクルできます。